

令和 8 年度 浜松市職員採用試験案内

第 I 類

令和 8 年 10 月 5 日
浜松市人事委員会

第 I 類行政職員（大学・大学院等）

採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日

【第 1 次試験日】令和 8 年 11 月 6 日（金）～令和 8 年 11 月 19 日（木）のうち受験者が選択する日
【申 込 期 間】令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 1 時～令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 1 時【受信有効】
※同日付で第 1 次試験日令和 8 年 11 月 22 日（日）の試験案内を公表していますが、重複して受験することはできません。

目指す職員像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

本試験の主なポイント

- ◆ 基礎能力検査を S C O A の テストセンター方式 で実施します。
- ◆ 受験者が選択するテストセンター会場（全国各地に約 350 か所）で受検する方式です。
- ◆ テストセンター方式は、浜松市外にお住まいの方や U I J ターンをお考えの方も、挑戦しやすい試験方式として実施するものです。

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分		採用 予定人数	主な職務内容
事務	行政 C	10 人程度	戸籍、住民登録、国保、年金などの窓口業務をはじめ、企画、税務、福祉、都市計画など、施策の企画立案から実施まで、市政運営全般

※ 採用予定人数は、欠員や申込者数等の状況により変更する場合があります。

※ 令和 8 年 10 月 5 日に公告した浜松市職員採用試験（第 1 次試験日令和 8 年 11 月 22 日（日））を重複して受験することはできません。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たすことが必要です。

（１） 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）

(2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 次のいずれかに該当する人

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和9年3月までに卒業見込みの人
- ② 学校教育法による大学院修士課程を令和9年3月までに修了見込みの人
- ③ 平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人
- ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人
- ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人

※ 学校等の卒業見込みで受験した人で、学校等を卒業できなかった場合は採用されません。

3 試験日程

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[基礎能力検査] 令和8年11月6日（金） ～11月19日（木）のうち、 受験者が選択する日時	受験者が選択するテストセンター会場	【個別面接対象者の発表】 12月2日（水） 浜松市ホームページに個別面接 の受験番号を掲示します。
	[個別面接] 12月中旬	クリエート浜松 （浜松市中央区早馬町 2-1） または 浜松市地域情報センター （浜松市中央区中央 1-12-7）	【第1次試験合格発表】 12月25日（金） 浜松市ホームページに合格者の 受験番号を掲示します。
第2次試験	[小論文試験・個別面接] 1月中旬	クリエート浜松 （浜松市中央区早馬町 2-1） または 浜松市地域情報センター （浜松市中央区中央 1-12-7）	【最終合格発表】 1月29日（金） 浜松市ホームページに合格者の 受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送で お知らせします。

※1 スケジュール、会場等は変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

※2 第1次試験基礎能力検査は、テストセンター方式（全国に設置されているテストセンター会場）により実施します。受験者自身がテストセンターの受験予約を行う必要がありますので、P5「第1次試験受験にあたっての注意事項」をご確認の上、予約手続きを行ってください。

4 試験の内容・配点

試験科目		内容	配点	
第1次試験	基礎能力検査	公務の遂行に必要な基礎能力（言語的能力、数理的能力、論理的思考力、一般教養知識のほか時事問題や社会常識、基礎的英語知識）についてSCOAによる検査を行います。	200点	800点
	性格検査	面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。第1次試験個別面接試験の受験対象となった方は、指定の期日までにSPI3（性格検査）をWEBにて受検いただきます。	—	
	個別面接	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	600点	
第2次試験	個別面接	人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	300点	400点
	小論文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。（60分）	100点	

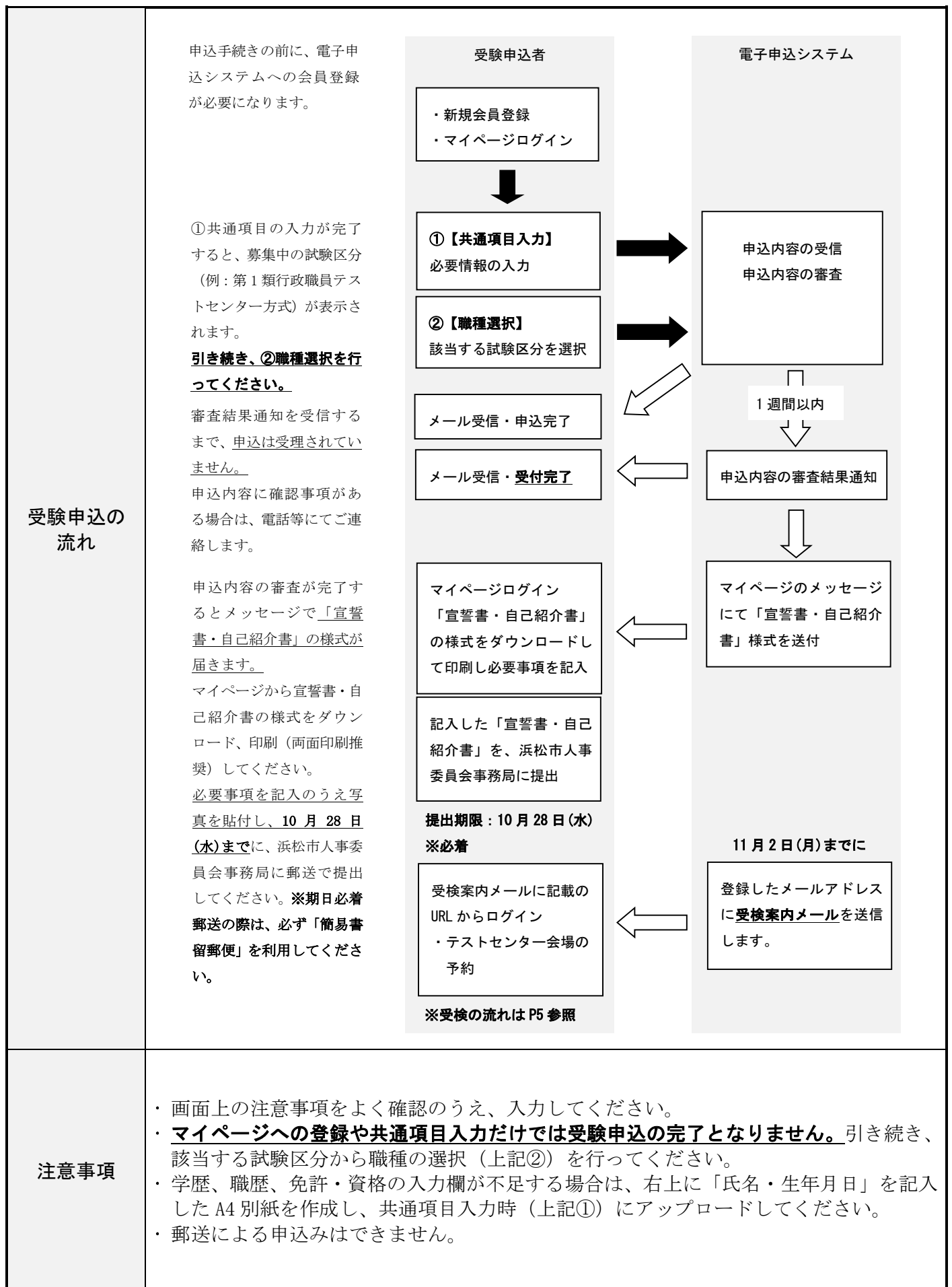
- ※1 **第1次試験基礎能力検査の結果により、第1次試験個別面接の受験対象者を決定します。**
- ※2 最終合格者は、第2次試験の結果により決定します。**（第1次試験の結果は反映されません。）**
- ※3 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※4 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず**失格とすることがあります。**

5 受験申込手続き

（1）インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

手続きに必要なもの	○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	令和8年10月6日（火）午後1時から 令和8年10月22日（木）午後1時 ※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。



6 第1次試験受験にあたっての注意事項

第1次試験は、テストセンター方式で基礎能力検査（SCOA）を実施します。テストセンター方式とは、人事委員会事務局が指定する第1次試験期間のうち、各受験者が都合の良い日時に合わせてテストセンター会場の予約を行い、受検していただく方式です。

＜テストセンター受検の流れ＞

（１）「受検案内メール」の受信および「受験票」のダウンロード

受験申込審査が完了し、「宣誓書・自己紹介書」を10月28日(水)までに提出された方には、11月2日(月)までに登録されたメールアドレスに「受検案内メール」を送信しますので、確認してください。また、採用試験申込システム・マイページから「受験票」がダウンロードできるようになります。

※「宣誓書・自己紹介書」を提出した方で、「受検案内メール」が届かない場合には、11月4日(水)までに人事委員会事務局へ連絡してください。

※受験申込審査が完了していても「宣誓書・自己紹介書」の提出がなかった場合には、「受検案内メール」は送信されません。

（２）テストセンター会場の予約

「受検案内メール」に記載されたURLから予約サイトにログインし、受検を希望する日時と会場を予約してください。予約サイトにログインするためのログインIDとパスワードは、メールに記載してあります。予約完了後、受検予約完了メールが配信されます。

（３）SCOA「基礎能力検査」の受検【（２）で予約したテストセンター会場】

（２）で予約した日時・テストセンター会場で「基礎能力検査」を受検してください。

＜試験当日に必要なもの＞

・顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）の**原本**（コピー不可）

＜その他特記事項＞

1. ログインIDとパスワードの再発行はできません。
2. 事前に「@saiyo.jp」「@city.hamamatsu.shizuoka.jp」「@cbt-s.com」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。設定不備や通信障害等によるメール不達について、市では一切責任を負いません。
3. 各テストセンターの申込状況によっては、希望する日時や会場で受検できない場合がありますので、早めに受検予約を行ってください。
4. なお、テストセンターの受検におけるトラブルについて、市では一切責任を負いません。
5. 第三者が受検を代行する等の不正行為が判明した場合には、直ちに失格とします。また、最終合格発表後に不正行為が判明した場合には、合格を取り消します。
6. 予約した受検日時に受検しない場合は欠席となり、再予約はできませんのでご注意ください。
7. 11月19日（木）までに基礎能力検査（SCOA）の受検を完了しない場合は、辞退したものとみなします。

テストセンター会場について、本人確認書類については、こちらをご確認ください。

【テストセンター会場】<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/>

【本人確認書類】<https://cbt-s.com/examinee/faq/detail/415.html>

7 合格から採用まで

（１）最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。

（２）採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。

- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和9年4月1日です。
 ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 ※ 採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 ※ 受験資格に定める学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。
- (6) 採用後、一部の業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。提出書類等に虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。

8 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。（以下、令和8年4月1日現在のもの。）

(1) 初任給

職 種	区 分	月 額
行政C	大学卒	約 249,000 円
	大学院修士課程修了	約 260,000 円

この月額には地域手当等を含みます。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.65カ月分が支給されます。

（採用初年は採用される月によって異なります。）

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(4) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(5) 勤務場所

原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。

(6) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(7) 休暇等

年次休暇（年間20日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、家族の看護、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(8) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月22日は閉鎖

(9) その他

国または本市以外の自治体等から1日も間を置かずに引き続き採用された場合であっても、本市において退職手当の通算は行いません。

9 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (4) この採用試験に申し込む人は、11月22日(日)に行われる他の浜松市職員採用試験に重複して申し込むことはできません。
- (5) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (6) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
- ① 公権力の行使に当たる業務
(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
- ② 公の意思の形成に参画する職(行政の企画、立案、決定等に関与する職)
- (7) 第1次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第1次試験合格発表日以後1カ月間**に限り本人からの申請(インターネット・郵便)に基づいてお知らせします。
- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、P7「お問合せ先」まで郵送してください。
 - ・第2次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (8) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。
- (9) セクシュアルハラスメント等の防止を目的とした、求職者等に対する求職活動等に関するルールを、浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載しています。
- (10) 受験者に対するセクシュアルハラスメント等に関する相談窓口
浜松市人事委員会事務局 TEL:053-457-2202 MAIL:jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

10 お問合せ先

浜松市人事委員会事務局

- ・TEL 053-457-2201(平日 8時30分～17時15分)
- ・FAX 053-457-2089
- ・〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号(地域情報センター3階)

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ(トップ→職員採用)およびLINE 公式アカウントでお知らせします。**確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。**

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-inkai/officer/guide.html>

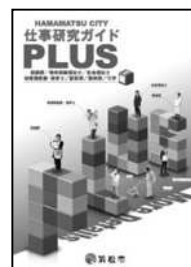
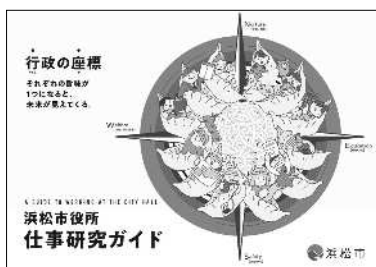
各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。
電子ブックでも閲覧可能です。



<総合版>

<入門編>

<技術職・免許資格職 特化版>



● 「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/wellnessproject/kyogikai/hamamatsuyuryohojin.html>

浜松市では、働きやすい環境を整えるため、職員の心身の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を実践しています。
政令指定都市および静岡県内自治体では、浜松市が初めての認定取得団体です。浜松市における健康経営の取組みをご覧ください。

